

第1章 札幌市教育振興基本計画の策定について

1 計画の策定について

平成26年3月策定の「札幌市教育振興基本計画」の期間終了を踏まえ、これまでの取組を振り返り、令和6年度からの10年間の札幌市の教育における基本理念や目指すべき教育の方向性を示し、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として、新たに「第2期札幌市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的計画」として策定します。国では、同法第17条第1項に基づき、今後の教育施策の方向性を示す「第3期教育振興基本計画」(計画期間:平成30年度～令和4年度)を平成30年6月に策定しています。

【教育基本法(抜粋)】

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

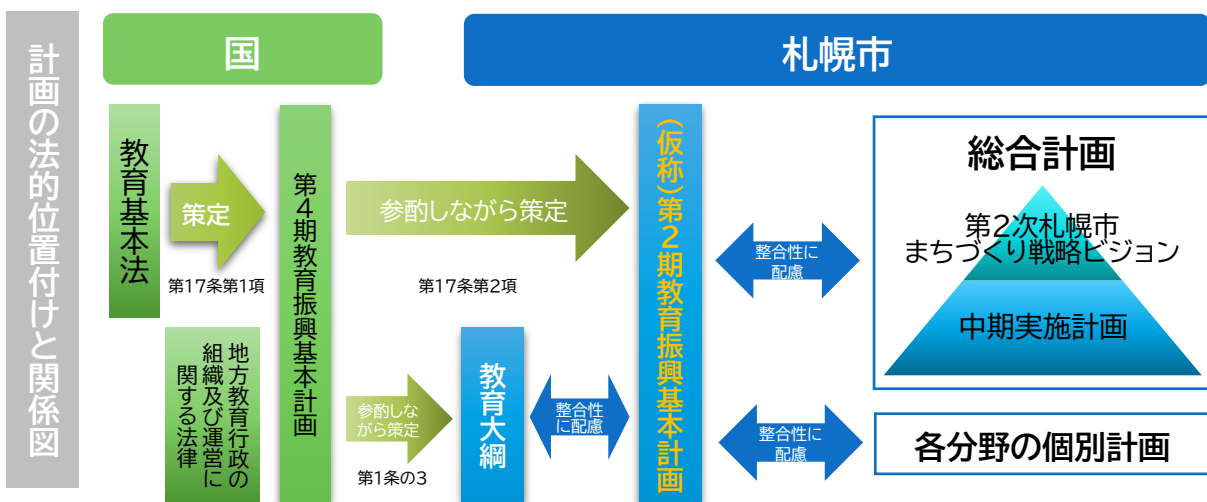
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2)札幌市の各種計画との関係

札幌市では、札幌市自治基本条例第17条の規定に基づき、札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置づけられる「総合計画」である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」【計画期間:令和4年度～令和13年度】が策定されました。

また、「子どもたちが健やかに育つ街」さっぽろを目指して、教育の振興に関する施策を総合的に推進するため、平成27年10月に「育む さっぽろっ子 教育の大綱」を策定しています。

本計画は、この「総合計画」「教育大綱」のほか、関連する各分野の個別計画との整合性に配慮しながら策定します。



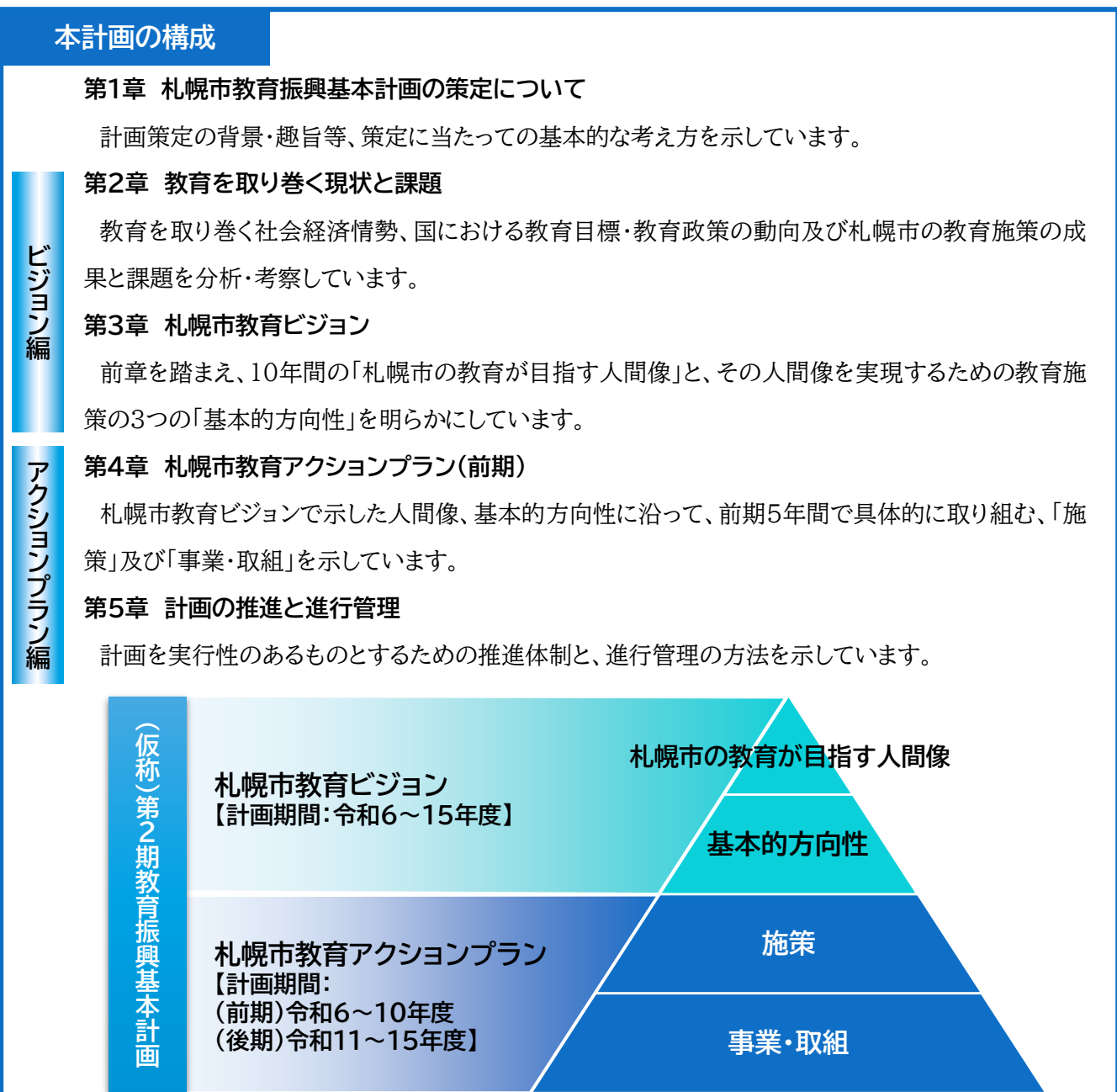
3 計画の対象範囲

本市の教育行政に係る基本的な計画であり、教育委員会の所管する市立の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校(以下「園・学校」という。)の学校教育及び幼児から高齢者までの生涯学習の全般を対象範囲とします。

※本文中、特に明記しない限り「中学校」には「中等教育学校前期課程」を、「高等学校」には「中等教育学校後期課程」を含みます。

4 計画の構成と計画期間

札幌市の教育の今後10年間を見据えた基本理念等を示す「札幌市教育ビジョン」と、5年間で取り組む教育施策を示す「札幌市教育アクションプラン(前期・後期)」で構成します。



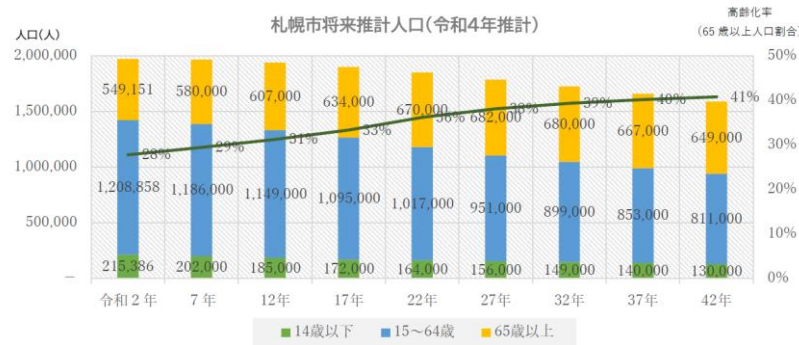
ビジョン編

第2章 教育を取り巻く現状と課題

1 教育を取り巻く社会経済情勢

(1)人口減少と少子高齢化の進行

- 札幌市の人口は、自然減少数(出生数が死亡数を上回る)が社会増加数を上回り、人口減少に転じている。
- 2040年代には、65歳以上の高齢者人口は総人口の約4割、14歳以下の人口は令和2年度の約215千人から130千人まで減少する見込。
- 少子化・人口減少が著しく進展することが見込まれる中、札幌市がこれからも活力あふれる社会として持続していくため、質の高い教育により一人一人の生産性や創造性を一段と伸ばさせていく必要がある。



(2)家族形態・地域社会の変化

- 令和2年国勢調査では、「核家族世帯」の一般世帯に占める割合は53.7%から51.3%に低下。
- また、単独世帯、夫婦のみ世帯といった子どもがいない世帯の割合は、61.9%から64.8%に増加し、子どもがいる世帯が減少。
- 地域社会のつながりの希薄化等により地域の教育力の低下が指摘されていることから、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちを育む学校づくり等を推進することが求められる。

(3)社会・経済状況の変化

- AIやIoTなど技術革新が急速に進む中、AIやロボットによる代替困難とも言われる、新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測されている。
- また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、長期間にわたる臨時休業措置など、学校教育にも大きく影響。
- 新たな感染症の発生や大規模災害等による長期にわたる臨時休業措置が生じる可能性に備え、1人1台端末等のICTの活用等、柔軟な対応の備えにより、学校ならではの学びを最大限確保することが求められる。

2 国における教育目標・教育政策の動向

(1)第3期及び第4期教育振興基本計画の策定

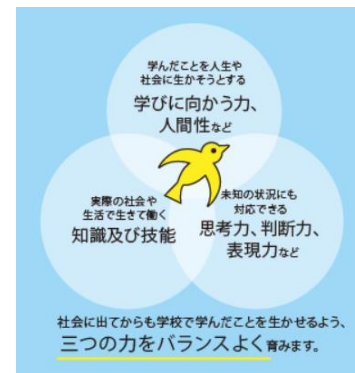
- 第3期教育振興基本計画(H30.6閣議決定)では、少子化・高齢化の進展、急速な技術革新など、社会の大きな変化を受け止め、また、「SDGs」をはじめとして、国際的な政策の動向をふまえ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方を提示。
- 第4期教育振興基本計画に向けた中央教育審議会答申(R5.3)では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに、次のような基本的な方針が示されている。

<基本的な方針>

- ・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育デジタルトランスフォーメーションの推進
- ・計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2)学習指導要領等の改訂

- 約10年ぶりに改訂された新学習指導要領では、地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を実現する「社会に開かれた教育課程」を基本的な理念として位置づけている。
- 子どもたちの「生きる力」を育むといった目標のもと、社会に出てからも学校で学んだことを生かすことができるよう「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にをバランスよく育むことを重視。



- これらの資質・能力を育むために、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の視点からの授業改善や、「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていく「カリキュラム・マネジメント」などが重要視されている。

(3)こども基本法の施行およびこども家庭庁の創設

- 令和5年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行。
- 同法は、すべての子どもが将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指して、6つの基本理念に基づきこども政策を総合的にすることを目的としている。
- また、同法第11条では、子どもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策など幅広い施策に対し、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めている。
- さらに、同法施行に合わせて、常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織として、こども家庭庁が創設された。

(4)教育関連法など

■学校教育の情報化の推進に関する法律(R1.6)

- ・学校の各教科等の指導における情報通信技術の活用及び情報教育の充実
- ・情報通信技術の特性を生かし、児童生徒の能力、特性に応じた教育の実施
- ・児童生徒の個人情報の適正な取り扱い及びサイバーセキュリティの確保

■新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ(R1.12)

- ・ICTや先端技術の効果的な活用
- ・義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

■公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正

- ・公立学校の教育職員について、一年単位の変形労働制の適用(R3.4施行)
- ・業務量の適切な管理等に関する指針の策定(R2.4施行)

■公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正(R3.4施行)

- ・公立小学校の学級編制の標準を40人から35人に段階的に引き下げ

■学校教育法施行規則の改正(R4.3)

- ・高等学校においても、特別の教育課程を編成して行う日本語指導を実施できる

ビジョン編

3 札幌市の教育施策の成果と課題

第1期計画においては、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」の実現するため、3つの基本的方向性を掲げ、12の基本施策を設定し、学校教育や生涯学習に係る様々な施策の展開を図ってきました。これらの施策の推進にあたっては、「教育委員会事務点検・評価」を活用し、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、次年度以降の施策の推進や改善に反映させてきました。

基本的方向性	基本施策	主な施策	主な取組	主な指標の状況			次期計画に向けた課題	
				成果指標	現状値(R4)	目標値		
基本的方向性1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進	1-1 自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進	■1-1-3 「健やかな体」の育成 生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、積極的に心身の健康の保持増進を図る資質・能力を育む取組を実施	・さっぽろ子『健やかな体』の育成プランの推進 ・「雪」に関する学習活動の推進 ・学校保健の充実	1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合	小5男 6.7%	小5男 5.0%未満	子どもの運動習慣の定着が見られる一方で、運動する子としない子の二極化が依然として課題。運動に苦手意識をもつ子が、運動の楽しさに触れ、意欲的に運動に取り組む機会の充実を図ることが必要	
	1-2 共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進				小5女 11.3%	小5女 9.0%未満		
	1-3 ふるさと札幌のよさを生かした、豊かな創造力を育む学習活動の推進	■1-2-2 豊かな人間性や社会性を育む学習活動の推進 互いの個性や多様性を認め合い、支え合いながら、共によりよく生きようとする態度を育む取組を実施	・道徳教育の充実 ・民族・人権教育の推進 ・ボランティア活動等の体験的な学習の充実	自分にはよいところがあると考えている子どもの割合	中2男 11.4%	中2男 8.5%未満		
	1-4 特別支援教育の充実				中2女 23.5%	中2女 23.0%未満		
	1-5 生涯にわたる継続的・自発的な学習活動の推進	■1-3-2 国際性を育む学習活動の推進 日本の伝統と文化を理解し大切にするとともに、世界の人々の多様な文化や生活習慣、価値観を理解し尊重する態度などを育む取組を実施	・国際理解に関する体験的な活動の推進 ・英語専門教師による小学校の英語教育推進体制の充実 ・外国語指導助手(ALT)の活用	札幌には、好きな場所やものがあると答えた子どもの割合	高2 79.5%	小5 84.0%		
	1-6 一貫性・連続性のある教育活動の充実				中2 75.8%	中2 80.0%		
高2 78.7%	高2 70.0%	小5 92.1%	小5 92.0%					
中2 87.4%	中2 86.0%	高2 80.8%	高2 84.0%					
基本的方向性2 多様な学びを支える環境の充実	2-1 安全・安心で豊かな環境づくり	■2-4-1 安心して学ぶための支援 誰もが不安や悩みを抱えることなく安心して学び、自らの能力や可能性を伸ばすことができるよう一人一人の状況に応じた支援を実施	・学校における教育相談体制の充実 ・相談支援パートナーの活用 ・教育支援センター・相談指導教室における支援の充実	不登校児童生徒の在籍率	3.18%	1.60%未満	今後も不登校生や不登校傾向の児童生徒へのさらなる支援が不可欠であり、「相談支援パートナー」の配置により状況改善がみられることから、効果的な活用に向けた取組が必要	
	2-2 生涯学習を支える環境づくり							
	2-3 教職員が力を発揮できる環境づくり							
	2-4 学びのセーフティネットの充実	■2-5-2 校務の情報化の推進 教職員の子どもと向き合う時間や授業準備の時間等を確保できるよう、校務におけるICTの活用を進める取組を実施	・ICTを活用した校務支援の充実	授業や校務にICTを効果的に活用できる教員の割合	80.0%	77.0%		
	2-5 教育の情報化の推進							
3-1 園・学校と家庭、地域が支え合う仕組みづくり	■3-1-1 地域に開かれた園・学校づくり 地域全体で子どもを育てるための環境を整え、子どものコミュニケーション力や地域への愛着心を育む取組を実施	・サッポロサタデースクールの推進 ・学校図書館の地域開放の推進	保護者や地域の人の学校支援ボランティア活動を学校の教育水準の向上に効果的に活用している学校の割合	小学校 92.9%	小学校 95.0%	中学校 75.5%	中学校 85.0%	学校運営協議会制度の導入に向けて、サッポロサタデースクール事業等で積み上げた地域連携の手法を生かすことが必要

ビジョン編

第3章 札幌市教育ビジョン

1 札幌市の教育が目指す人間像

教育基本法では、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と、教育の目的が定められています。

本計画では、札幌市の教育が目指すべき人格、すなわち「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な姿」を簡潔に表現した「札幌市の教育が目指す人間像」を次のとおり掲げます。

札幌市の教育が目指す人間像 自立した札幌人

「自立した」とは

自己肯定感や自己有用感を土台とし、発達の段階に応じて、様々な社会体験を通じ、自らの人生を自らの責任で引き受け、一人の人間として生きる自覚をもち、未来に向かって行動していくことです。

更に、本計画では、他者を自分と同じ「自立した存在」として尊重し、共に支え合いながら生きていく「共生」の思いを併せもつことを含みます。

「札幌人」とは

札幌の豊かな自然や社会、文化の中で、学び、生活した経験をもつ者が、自身を理解するとともに、札幌を心のふるさととして誇りをもつ視点と多様な価値観や文化を理解、尊重する視点を併せ持ち、他者と協働しながら、持続可能な社会の発展を支える人のことです。

将来の予測が困難な時代においても、社会の変化に柔軟に対応しながら、多様な人々との関わりのなかで、人間ならではの感性や創造力を発揮し、自他のよさや可能性を認め、高め合うことを通して、自分の軸とともに対立やジレンマに対処する強さと柔軟さ、いわば、しなやかさが備わり、自分らしく生きていくことが可能となります。

多様な生き方をしてきた人々の意見や考えを踏まえた上で、多面的・多角的に考察、構想し、構想したことを基に、これまでの自己の生活を振り返ったり、社会生活に生かそうとしたりして、新たな価値を創造し、主体的に社会の形成に参画していくことが、持続可能な社会の創り手として必要なことであり、こうした資質を有する人間の在り方を「札幌人」と表現します。

すなわち、「自立した札幌人」とは

- ・ 未来に向かって新たな価値を創造し、主体的に学び続ける人
- ・ 自他のよさや可能性を認め合い、しなやかに自分らしさを発揮する人
- ・ ふるさと札幌に誇りを持ち、持続可能な社会の発展に向けて行動する人

であることを意味します。

2 基本的方向性

札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」を実現に向けて、社会情勢の変化や札幌市の教育が抱える現状と課題を踏まえ、今後の教育施策を展開するうえで、教育機会と活動の視点、地域連携と学び続ける視点、土台となる環境整備の視点から3つの基本的方向性を次のとおり掲げます。

基本的方向性1 一人一人が自他のよさや可能性を認め合える学びの推進

- 一人一人のよさや可能性を生かし、多様性を尊重する態度を育むことで、自他の考えを広げ、新たな価値の創出につながる取組を進めます。
- 様々な悩みや不安を抱えた子どもの心のケア等、幅広い取組から、学校等が子どもたちにとって、安心感、充実感が得られる活動の場となるよう支援の充実を図ります。
- 一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく豊かな生活を送ることができるよう、それぞれの状況を踏まえ、多様なニーズに対応した教育支援体制の整備を進めます。

基本的方向性2 学校・家庭・地域総ぐるみで育み、生涯にわたり学び続ける機会の拡充

- 学校・家庭・地域が一体となって地域全体で子どもたちを支援し、関わり合いのなかで子どもの声を大切にした学校・地域づくりを目指すことで、子どもも大人も育ち合い、より良いまちづくりにもつながる活動の充実を図ります。
- 一人一人がより豊かな人生を送ることができるよう、全ての人々が、生涯にわたり学び続けられる場を充実させるとともに、持続的な地域コミュニティの形成に向けて、学んだ成果を生かすことのできる機会の拡充を進めます。

基本的方向性3 社会の変化に対応した教育環境の充実

- デジタル化・グローバル化などの様々な環境変化に対応した教育環境の充実や一人一人の状況に応じたきめ細かな指導体制の構築を進めます。
- 地域における人々の課題解決を支援する学びの場として、生涯学習センターや図書館等の機能を強化し、生涯にわたる学びを支える環境の充実を進めます。